

ひと

女

ひと

男

パートナーシップ

図総務広報課男女共同参画推進室 ☎72-2111

ハラスメントをしない！させない！

セクハラやパワハラなど、さまざまなハラスメントが問題となり、たびたびメディアで取り上げられています。ハラスメントは、人権侵害です。お互いを尊重し、ハラスメントのない快適な社会をつくりましょう。

今回は、男女共同参画推進の視点でハラスメントについて考えます。



セクシュアルハラスメント(セクハラ)

本人の意図にかかわらず、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。また、性を理由にした他者の行動の制限などもセクハラです。

- 例 ● 食事やデートへの執拗な誘い
- セクハラ拒否を理由とした不利益な扱い

マタニティハラスメント(マタハラ)

妊娠や出産を理由とした不利益な扱いや職場での嫌がらせのことです。また、育児参加に積極的な男性への嫌がらせをパタニティハラスメント(パタハラ)といいます。

- 例 ● 妊娠、出産を理由とする職務上の不利益な扱い
- 妊娠・出産に関する嫌がらせ・暴言
「妊娠したら退職するものだ」
「妊娠した人は休めていいね」など

SOGIハラスメント(ソジハラ)

「LGBTQ」が性的少数者を表すのに対し、全ての人を持つ性的指向・性自認を表す言葉が「SOGI(ソジ)」です。(Sexual Orientation and Gender Identity) ソジハラは、性的指向や性自認をからかったり、いじめたりする嫌がらせのことです。

- 例 ● 性的指向や動作、言動へのからかい
- 男性、女性はこうあるべきだという性規範の押付け
- 本人の同意なく、他者の性的指向を周囲に言うこと(これをアウトティングといい、絶対に許されない行為です)

誰もが「加害者」になりうる

ハラスメントには、「嫌がらせ」「相手を悩ませる」などの意味があります。性別や年齢、職務上の立場などは関係なく、自分にそのつもりがなくても相手を不快にさせ、尊厳を傷つけてしまえばハラスメントとなるのです。

日頃から相手を尊重した人間関係づくりに努めましょう。

ハラスメントを受けたときは？

- ①自分を責める必要はありません
- ②加害者に対し、不快に感じていること、やめてほしいことを伝え、拒絶しましょう
- ③信頼できる友人や同僚、上司に、すぐに相談しましょう。専用の相談窓口もあります
- ④あなたが受けたハラスメントについて、記録をつけておきましょう



ごおり女性ホットライン ☎092-513-7337

月～金曜日 / 午前10時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに、専門の相談員が対応します。



配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談してください。

